

IV. 県マスの全体構成

赤字: 現行 MP からの主な追加変更箇所

I. 都市づくりの基本方針

【山梨県の現況と近年の社会情勢】

- ・人口減少・超高齢社会
- ・生活圏の広域化と自動車依存の移動体系
- ・都市機能の拡散
- ・郊外居住の進展と中心市街地の空洞化
- ・厳しい財政状況
- ・産業構造の変化
- ・市町村合併と都市計画区域の再編
- ・自然災害への懸念
- ・自然環境の保全や景観に対する意識の高まり
- ・コンパクトシティ・プラス・ネットワーク実現に向けた法改正
- ・都市計画区域外の土地利用
- ・リニア中央新幹線の整備

【山梨県の都市が抱える基本的課題】

- ・人口減少・超高齢社会における今後の都市のあり方に関する課題
- ・都市経営コストの最適化に関する課題
- ・安全・安心な暮らしへの備えに関する課題
- ・産業構造変化への対応に関する課題
- ・豊かな自然環境の保全に関する課題
- ・観光交流・都市間交流等の促進に関する課題
- ・持続可能な都市づくりの推進に関わる課題

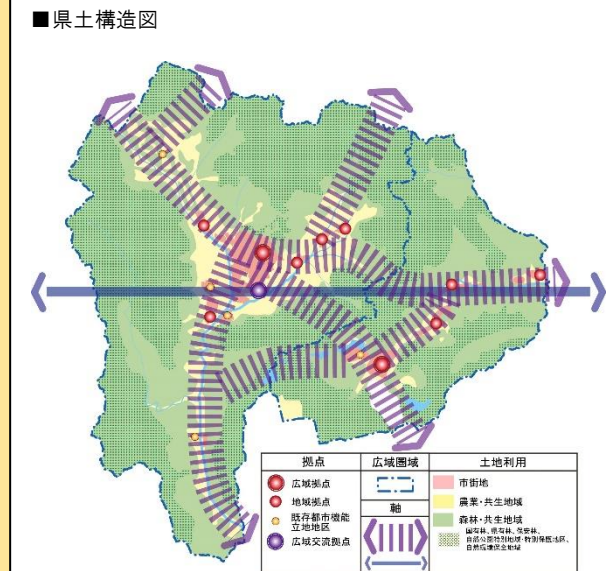
【やまなし都市づくりの基本方針】

- 基本理念
都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり
- 基本方針
- 1) 都市機能を集約した活力に満ちた都市づくり
 - ・都市機能の集約化
 - ・拠点間ネットワークの構築
 - ・中心市街地のにぎわい創出
 - ・多様な連携・交流の促進
 - ・産業振興の支援
 - ・都市計画区域外の秩序ある土地利用の誘導
- 2) 美しく魅力あふれる都市づくり
 - ・歴史・文化資源の活用
 - ・美しく魅力あふれる景観づくり
 - ・都市の顔づくり
- 3) 安全で安心して暮らせる都市づくり
 - ・災害に強いまちづくり
 - ・安全で安心な生活環境の形成
 - ・誰もが利用しやすい都市施設づくり
- 4) 環境と共生する都市づくり
 - ・環境負荷の軽減
 - ・自然環境の保全
 - ・郊外部や農山村集落における田園環境の保全
 - ・都市の緑化
- 5) リニア中央新幹線を活かした都市づくり
 - ・広域的な観光・交流の推進
 - ・リニア環境未来都市の実現
- 6) 多様な主体の参加と協働による都市づくり
 - ・市町村計画や他部門との連携の強化
 - ・都市づくりにおける多様な主体の参画
- 7) PDCAによる都市づくり
 - ・PDCAによる都市づくり

II. 目指すべき県土構造

【目指すべき県土構造の考え方】

- 拠点
- 1) 広域拠点
 - ・利用圏が複数市町村に跨る
 - ・中枢業務機能や高次都市機能の集積を図る
- 2) 地域拠点
 - ・都市圏の自立を支え、けん引する
 - ・複数の都市機能を有し、不足機能は他の拠点で補完
- 3) 地域拠点に準ずる拠点(既存都市機能立地地区、都市機能補完地区)
- 4) 地区拠点
 - ・既存都市機能立地地区は今後も現状の都市機能を維持
 - ・都市機能補完地区は当面の都市機能の受け皿
- 5) 集落拠点
 - ・身近な生活に密着した活動を支え、日常サービスを提供
- 6) 広域交流拠点
 - ・リニア駅を中心に交通結節機能、観光交流・産業振興機能を担う
- 7) 産業拠点
 - ・製造業や運輸業を集積させ、秩序ある土地利用と県の経済発展に寄与
- 軸
- ・交流、連携、支援の機能を担う
- ・公共交通、幹線道路を中心に位置づけ
- 土地利用区分
- 1) 市街地
 - ・都市的土地利用を図る地域であり、必要以上の市街地拡大は抑制
- 2) 農業・共生地域
 - ・良好な農地の保全や居住と営農環境の調和を図る
 - ・都市の安全を支える地域として適切に管理・保全
- 3) 森林・共生地域
 - ・豊かな自然や山並みを保全していく
 - ・都市の安全を支える地域として適切に管理・保全
- 広域圏域
- ・中西部・南部広域圏域と富士・東部広域圏域により構成



III. 目指すべき県土構造(広域圏域別都市構造)

【広域圏域の概況】

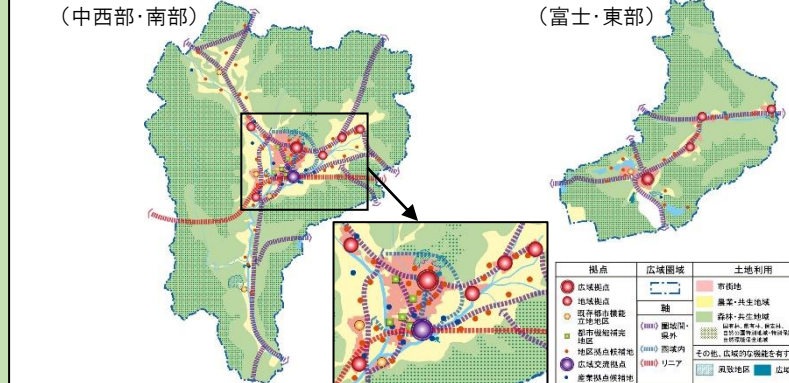
- 広域圏域の課題
- 1) 中西部・南部広域圏域
 - ・広域圏域での秩序ある土地利用の誘導
 - ・体系的な交通ネットワークの整備
 - ・郊外への無秩序な宅地化の抑制
 - ・リニア中央新幹線開業による交流・活動の拡大
- 2) 富士・東部広域圏域
 - ・豊かな自然環境や歴史・文化資源との調和
 - ・国際的な観光地の魅力向上に資する基盤整備
 - ・大規模災害に備えた道路網の整備
- 広域圏域の都市づくりの基本理念と方向性
- 1) 中西部・南部広域圏域
 - 「恵まれた地域資源やリニア開業を活かした交流の拡大と、快適で潤いのある暮らしが育まれる広域圏域」
 - ・都市機能の集約と連携による活力ある拠点の整備
 - ・農業や自然と調和した魅力的な多自然居住地域の創造
 - ・高規格道路や主要幹線道路の整備推進
 - ・市街地の拡散抑制とコンパクトな市街地の形成
 - ・新たな高速交通体系の構築を活かした産業立地の推進
 - ・広域交流拠点と観光・交流ネットワークの整備
 - ・地震災害や風水害などに配慮した安全・安心な都市空間の実現
- 2) 富士・東部広域圏域
 - 「世界有数の観光資源、自然・歴史・文化などの地域特性、大都市圏とのアクセス向上を活かした交流と産業の展開する広域圏域」
 - ・世界遺産富士山を中心に交流が展開する魅力的なリゾート地の育成
 - ・大都市圏とのアクセス向上、豊かな自然・歴史・文化を活かした交流促進と地域振興
 - ・都市的なサービスや就業機会の提供など地域の生活を支える拠点の整備
 - ・地震災害や火山災害などに配慮した安全・安心な都市空間の実現

【広域圏域の人口、産業】

- 人口の現況と将来見通し
- ・甲府都計: 2015年 291.7千人 → 2030年 264.4千人等全区域で減少

【目指すべき広域圏域別都市構造、主要な都市機能の配置】

- 1) 拠点
 - ・地区拠点候補地 59 地区、産業拠点候補地 14 地区を選定
- 2) その他の広域的機能を有する地区
 - ・広域公園、風致地区、主な宿泊施設の集積地を抽出
- 3) 軸
 - ・圏域間や県外を結ぶ軸と圏域内を結ぶ軸で構成
 - ・甲府駅とリニア駅を結ぶ軸を明示
- 4) 土地利用
 - ・広域圏域毎に市街地、農業・共生地域、森林・共生地域の考えを明示
- 5) 目指すべき広域圏域都市構造



IV. 目指すべき県土構造実現のための方針

【目指すべき県土構造実現に向けた取り組み】

- ・目標年次: 2030年(基準年 2015年)
- ・取り組みの方針 → 広域的視点で取り組み推進を追加

【都市計画区域の再編の方針】

- ・甲府盆地7都市計画区域の一体化
- ・行政区域と都市計画区域の不整合の解消

【区域区分(線引き・非線引き)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針】

- ・線引き : 甲府都市計画区域
- ・非線引き : 上記以外の都市計画区域

【都市計画区域外における土地利用コントロールの方針】

- ・土地利用コントロール検討区域
- 北杜市、甲斐市・韮崎市、山梨市、中部横断道 IC 周辺、鳴沢村

【主要な都市計画の決定の方針】

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ・中心市街地(広域拠点)における土地利用
 - ・中心市街地(地域拠点、既存都市機能立地地区)における土地利用
 - ・大規模集客施設の立地に係る土地利用
 - ・地区拠点における土地利用
 - ・工業系の産業立地に係る土地利用
 - ・住宅系市街地における土地利用
 - ・防災に配慮した市街地の土地利用
 - ・市街化調整区域の土地利用
 - ・非線引き都市計画区域の白地地域の土地利用
 - ・低未利用地の土地利用
 - ・広域交流拠点の土地利用
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- ① 交通施設の都市計画の決定の方針
 - ・圏域間や県外を結ぶ軸となる道路の重点的な整備
 - ・圏域内を結ぶ軸となる道路の重点的な整備
 - ・災害に強い都市のための道路の整備
 - ・美しい沿道景観の形成
 - ・公共交通機関の再生と利便性向上
 - ・人にやさしい交通環境の整備
 - ・都市計画道路の見直し
 - ・リニア駅を中心とした観光交流ネットワークの形成
- ② 下水道の整備の方針
 - ・優先順位を考慮した整備
 - ・都市計画区域外における優先順位を考慮した整備
 - ・下水道の見直し
- ③ 河川の整備の方針
 - ・洪水被害に対する治水安全度の向上
 - ・減災対策の推進
 - ・魅力ある水辺空間の創出
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - ・豊かな自然環境の保全
 - ・美しい田園景観の保全
 - ・都市の安全性に資する森林、農地の保全
 - ・個性ある街並みの形成
 - ・市街地内の親水空間と緑化の推進
 - ・レクリエーション機能のための公園・緑地の充実
 - ・都市の防災機能向上に資する公園・緑地の充実
 - ・地域制緑地指定の検討
 - ・都市計画公園の見直し

【今後の都市計画の進め方】

- 1) 地方分権と都市計画
- 2) 広域連携と調整による土地利用コントロール
- 3) 情報公開と都市計画
- 4) 多様な主体の参加
- 5) まちづくり条例等の活用
- 6) PDCAによる都市づくり

IV. 目指すべき県土構造実現のための方針

【目指すべき県土構造実現に向けた取り組み】の変更

- ・本項は県土構造実現のための取り組みの基本姿勢を示す部分であり、目標年次を変更するとともに、広域的な視点で取り組んでいくことを改めて明記する。

【現行】

1) 目標年次

策定年度である平成 22 年度からおおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、計画の基準年次を平成 17 年(2005 年)とし、目標年次を平成 32 年(2020 年)とする。

2) 取り組みの方針

目指すべき県土構造を実現するためには、都市機能の集約を図るべき拠点等や軸に、限られた財源の積極的な投資、開発圧力の適切な誘導、併せて都市経営を担う人材や組織の育成・支援を図る必要がある。このため、選択と集中による都市施設整備、土地利用の規制誘導、多様な主体による都市経営の推進などを一体的に進めていくものとする。

3) 見直しについて

社会情勢の大きな変化や法制度などに変更が生じ、本計画の見直しが必要となった場合には適時適切に見直すものとする。

【変更案】

1) 目標年次

策定年度である平成 30 年度からおおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、計画の基準年次を平成 27 年(2015 年)とし、目標年次を平成 42 年(2030 年)とする。

2) 取り組みの方針

本県は、甲府盆地をはじめとして生活圏の広域化が進んでおり、複数の市町村が都市としての一体性を有している。このため、目指すべき県土構造実現に向けても広域的な視点から各取り組みを推進していくこととする。

また、目指すべき県土構造を実現するためには、都市機能の集約を図るべき拠点等や軸に、限られた財源の積極的な投資、開発圧力の適切な誘導、併せて都市経営を担う人材や組織の育成・支援を図る必要がある。このため、選択と集中による都市施設整備、土地利用の規制誘導、多様な主体による都市経営の推進などを一体的に進めていくものとする。

3) 見直しについて

社会情勢の大きな変化や法制度などに変更が生じ、本計画の見直しが必要となった場合には適時適切に見直すものとする。